

AWG-LCA 14およびAWG-KP 16ハイライト

2011年10月4日 (火)

国連気候変動会議は、火曜日も議論を継続した。午前中、附属書I締約国の更なる約束に関するAWG-KPコンタクトグループが開催された。AWG-LCAおよびAWG-KPの下では非公式グループおよびスピノフグループの会議が一日中開催された。

AWG-LCAでは、先進国による緩和、途上国のNAMAs、レビュー、REDD+、法的オプション、キャパシテイビルディング、資金、適応、共有ビジョン、技術移転に関する非公式グループの会議が開催された。AWG-KPの下では、附属書Iの排出削減量、LULUCF、その他の問題、潜在的影響結果に関するスピノフグループが会合した。

次のCOP 17およびCOP/MOP 7の議長国である南アフリカは、午後、利害関係者によるオープンエンドな非公式協議を開催した。

AWG-LCAの非公式グループ

先進国による緩和：午前中の非公式会合で、締約国は、IARの規則および手順の可能な要素に関する進行役のノンペーパーを検討した。目的の項では、途上国数カ国が、「非干渉的な (non intrusive)」IARプロセスという表現に異議を唱え、カンクン合意と一致した表現を求めた。数カ国の途上国締約国は、IARとICAの規定の「併合 (merging)」に異議を唱えた。遵守に関しては途上国および先進国が異なる意見を述べ、途上国は比較可能性と遵守がIARプロセスの主要目的であると述べた。一部の先進国はこれに反対し、遵守プロセスでは合意に至っていないと述べた。ある国は、透明性がIAR全体の目的であると述べた。

さらに途上国は、先進国間による努力の比較可能性および算定に一貫性を持たせるには、共通の合意された規則を適用すべきであり、この点が反映されるべきであると主張した。しかし先進国のグループは、IARを炭素予算の期間やLULUCF、メカニズムなどの算定システムで補う必要があると述べた。別の先進国は、共通算定規則が作成されていない中でこれを導入するのは適切でないと述べた。

途上国は、各締約国のGHG排出量の割合に対するIARプロセスの頻度に異議を述べ、IARの全体的な原則は歴史責任と結び付けることだと指摘した。

技術レビューに関し、途上国は、文書では実施上のギャップを明確にするだけでなく、提案された解決策も含めるべきだと述べた。数カ国の先進国は、国内の法律および政策の変換を提案すること

は干渉的だと述べた。順序も議論の中心となり、途上国はレビューの前に技術評価を行うことを希望した。

アウトプットに関し、途上国は、遵守の評価だけでなく、非遵守および非遵守の結果に対する措置も含むべきだと述べた。締約国に対する提案に関し、数カ国の先進国締約国は、提案が政治化される可能性がある」と表明し、技術専門家チームが政府のとるべき政策行動を特定するのは適切ではないと付け加えた。ある途上国は、アウトプットとしての技術報告書は見たくない」と述べた。

隔年報告書に関する進行役のノンペーパーについて、多数の途上国が特に次の点を強調した：緩和もしくは適応に対する資金供与の分類基準は、経済開発協力機構(OECD)の開発援助委員会の基準ではなくUNFCCCが設定すべき；隔年報告書に記載する情報は共通の算定規則および実績指標に基づくものとし、透明性および比較可能性の向上を図るべき；隔年更新報告書との「並行主義 (parallelism)」はとるべきでない。先進国数カ国は、排出量削減に利用できる手法の広範さを考え、算定手法も多様なものとすることを支持した。多数の先進国が、報告書は短く簡略なものにすべきだと述べた。ある先進国は、共通算定枠組みの交渉を先行させるよう求めた。

レビュー：非公式グループは午前中に会合し、レビューの範囲の定義づけと規則の制定につきさらに議論した。各国の提出文書を盛り込む進行役覚書の改定版が提出された。締約国は、今後の進め方に関し異なる意見を表明した。一部の先進国は、決定書案は進行役覚書から作成し、ダーバンで交渉すべきだと繰り返した。ある途上国は、文書には全ての意見を載せるべきだと述べた。一つの途上国は、他の非公式グループで議論されている問題と重複しないよう警告し、このグループでは、レビューで何が実施可能で実際的に集中するよう提案した。

範囲の定義付けで締約国の意見は異なり、一部の者はカンクン合意に適切に示されていると指摘したが、他の者は更なる定義付けが必要だと表明した。その次のステップについても異なる意見が表明され、一部の締約国は決定書草案の議論の開始は「時期尚早 (premature)」だと強調したが、別の者はダーバン会合までに最終決定するには決定書草案が必要だと繰り返した。締約国は、進行役覚書を改定し締約国の提出文書を全面的に取り入れることで合意した。

REDD+：非公式グループにおいて、締約国は、ダーバン会合に向けた期待感について議論した。ある諸国グループからは第3フェーズ（全面実施）での資金供与案が提出された。締約国は、REDD+向け資金の議論を続けた。資金源に関し、多数の締約国が、REDD+は異なる資金オプションで支えられるべきであり、この決定は各国が行うべきだと強調した。

一部の締約国は、民間投資および市場メカニズムが重要な役割を果たせると強調し、他の者は、生物多様性の共同便益など生態系サービスも検討されるべきだと強調した。ある締約国は、市場メカニズムと自然の「コモディティ化」に警告を発した。

多数の締約国が、グリーン気候基金の下でREDD+専用窓口を設ける必要があると強調した。一部の締約国は作業の重複に警告を発し、この問題はグリーン気候基金の設計に関わる暫定委員会で議論されていると述べた。

一部の締約国は、ダーバン会合において可能な成果はSBSTAおよび暫定委員会の下で行われている関連の議論の結果が条件になると指摘したが、他の者はこのグループでの議論は他の会合の議論から独立させるべきだと強調した。議論が続けられる。

法的オプション：午前中の非公式グループ会合で、締約国はダーバン会合への期待感について全般的な意見交換を行った。一部の者はAWG-LCAの成果に関する法的オプションの議論を重ねることを支持したが、他の者は、法的オプションの議論と新しい法的拘束力のある合意の議論は時期尚早だと述べた。一部の者は、法律形式を検討する前に中身で合意すべきだと強調した。

一部の締約国は、法的技術的オプションの範囲を示すのがこのグループのマネートであると指摘したが、他の者は、新たな合意に向けた「移行 (transition)」のロードマップを作成するなど、可能な法的拘束力のある合意に含まれる要素を特定することに焦点を当てるよう提案した。ある締約国グループは、ダーバン会合では、全ての締約国による緩和約束および緩和行動を含める法的拘束力のある合意を作成するため、プロセスを設立するなどのマネートを合意すべきだと提案した。

その他の締約国は、状況の進展にも対応できる包括的な法的拘束力のある枠組みも検討することを条件に、京都議定書の下での第2約束期間を検討する意思を表明した。ある締約国は、全ての主要な排出国を含めた包括的な法的拘束力のある一つの制度への支持し、COP決定書は2013年以降に向け前進できる有用な成果となりうると述べた。

多数の途上国が、規則に則った法的拘束力のある多国間の体制が優先されると強調した。ある締約国は、トップダウン手法を推進しない単一の制度を合意することに警告を発し、成果の重要分野として適応、キャパシティビルディング、資金を強調した。

多数の途上国締約国が、ダーバン会合の成果はBAPと条約に基づくべきだと強調した。ある先進国は、全ての主要経済国が緩和を約束する法的拘束力のある合意の採択を支持したが、ダーバン会合の成果と「野心」は現実的なものでなければならないと指摘した。この代表は、締約国がBAPについて異なる解釈をしており、ダーバン会合の成果はカンクン合意に基づくべきだとも指摘した。議論が続けられる。

途上国のNAMAS：午後、非公式グループの会合で、参加者は NAMAsレジストリの役割と設計について議論した。多数の締約国が、レジストリはインターネットベースのもので、支援を求めているNAMAsとマッチングしやすいものにすべきとの共通意見を表明した。

支援とのマッチングを容易にすることに関し、一部の締約国は、特に次の多様なオプションを提案した：オンライン検索、マッチングシステム；マッチングプロセスを監督し、そして／または利用可能な支援を容易に使えるようにするパネルまたは組織の設立；レジストリをグリーン気候基金に統合する。

ある締約国グループは、レジストリがグリーン気候基金などへの資金アクセスに対する前提条件あるいは足かせになってはならないと述べた。多数の締約国が、レジストリはキャパシティビルディングを推進、強化し、NAMAsの多様性を尊重し、「重荷」とならない制度設計とする必要があると強調した。多数の締約国が、必要な支援に関する情報など、レジストリに含めるべき情報を提案した。一部の者は、情報の提出に関する指針またはテンプレートの作成を提案したが、他の者は柔軟性が優先されるべきだと強調し、意見を保留した。

今後の進め方に関し、一部の途上国は、ダーバン会合で決定に至る順序で議論すべきだと述べた。ある先進国は、支援とのマッチングに必要な情報を交換するため、各国と支援側の利害関係者、たとえばNGOsや民間部門の利害関係者のワークショップ開催を提案した。共同進行役がノンペーパーを作成する。

その後、締約国は、ICAの規則および手順で可能な要素に関し、共同進行役が提出したノンペーパーについて議論した。一部の締約国はこの草案文書を歓迎したが、多数の者は欠落している要素について指摘した。一部の締約国は、カンクン合意ではICAは隔年の更新報告書に基づくことになっていると想起した。多くの締約国が、カンクン合意に基づく目的や原則の合理化を指摘した。多数の締約国が、順序を明確に示すべきであり、協議の後に分析をする構成にすべきと強調した。多くの途上国は、専門家のインタラクティブな参画の必要性を指摘したが、一部の者は、専門家による国内訪問の「干渉性 (intrusion)」に懸念を表明した。一部の国は、各締約国が世界のGHG排出量に占める割合ならびにそれぞれの能力で頻度を決めることに同意しなかった。一部の国は、ICAは政治的なプロセスというより技術的なプロセスであるべきだと述べた。ノンペーパーの最新版が作成される。

適応：非公式グループは午後会合し、今後の進め方について協議した。締約国は、締約国からのインプットのまとめ方に関しコメントを求められた。ある先進締約国は、提出文書の中にはボンでの進行役覚書の構成を変えたものがあると指摘した。締約国は、文書の構成を変更するかどうか多様な見解を示した。一部の締約国は、今回の会議において交渉文書草案で合意する必要があると繰り返し、それによりダーバン会合で適応に重点が置かれるようになると述べた。締約国は、進行役が提出文書をノンペーパーにまとめ、これを議論の土台とすることで合意した。

AWG-KP コンタクトグループおよびスピノフグループ

附属書I締約国の更なる約束：午前中のコンタクトグループ会合で、進行役は、スピノフグループでの議論に関して報告し、締約国は、ダーバン決定書に間に合うようなQELROsの作成に関連する政治的な問題について議論した。

附属書I国の排出削減量に関し、進行役のCharlesは、オプションB（結果としての改定）を議論するかどうかで意見の違いがあると報告した。さらに同進行役は、ダーバンで机上に載せるQELROs決定書の政治的な性質について、締約国は「ある程度認識」していると指摘した。

LULUCFに関し、進行役のIversenは、自然の攪乱要素および森林管理のキャップに関する議論に焦点を当てた。

柔軟性メカニズムに関し、進行役のBarataは、文章の推敲では進展があったと指摘する一方、どのように続けるかは意見が分かれたと強調した。議論の中で、多くの先進国が、規則に則ったシステムの保持を希望すると強調したが、第2約束期間は全ての主要排出国の行動を含めた世界的な枠組みの下で考える必要があると指摘した。ベネズエラは、京都議定書の下での規則に則ったシステムを保持し、バリ行動計画およびAWG-LCA交渉トラックを通してこれらの規則を構築するよう提案した。

EUは、共通の算定枠組みに関し、この枠組みについて誰も約束しないなら、その価値は疑問であるとし、3つの締約国が自国のプレッジを附属書BのQELROsとはしないとの意思を表明していることから、第2約束期間に関しては現実的な協議をするように提案した。中国は、AWG-KPの下での議論を主要排出国の行動に結び付けることに反対した。

気候行動ネットワークはENGOsの立場で発言し、LULUCFとAAUの抜け道をふさぎ、ダーバン会合前に締約国のプレッジ範囲上限に向け動くことなど、野心引き上げのための5段階の計画を紹介した。IETAはBINGOsの立場で発言し、CDMの継続に向け「強力なシグナル」を送るよう求めた。

その他の問題：第IV章（手法論問題）に関するスピノフグループは午前中に会合した。締約国は、温室効果ガス、共通算定方式、2006年版IPCC国家温室効果ガスインベントリに関するガイドラインの適用、各章横断事項の用語オプションを検討した。締約国は、議長提案の改定版に記載される2つのオプションを検討し、多数の者が、1つのオプションでの合意は第2約束期間での排出量制限削減数量目標の対象に3フッ化窒素を含めるかどうかにかかっていると指摘した。提案された作業方法に関し、締約国は、第IV章と第I章（京都議定書の改定）のそれぞれの問題の関係、および統合した形で議論を進める必要性について議論した。

潜在的影響結果：午前中のスピノフグループ会合で、締約国は、政策措置の影響および影響結果を報告し、評価する方法に関する常設フォーラムを設置するか、それとも国別報告書など既存のチャンネルを利用

するかなどの保留していた問題を議論した。一部の締約国は、2つのオプションの収束点を見出すことに関心を寄せたが、他の締約国はこれらのオプションは二つのものだと述べた。締約国は、文書草案の議論を行わないと決定して会合を閉会し、ダーバン会合には会議の覚書を「そのまま」送ることとなった。

廊下にて

非公式グループ会合の参加者の多くが、自分のグループでは交渉文書案の作成を目指して「文書の統合と再構成」が行われており、「既に視たかのような感覚 (*déjà vu*) 」になると述べた。ある者は「むしろ逆効果だ」と述べ「文書は短くなるどころか際限なく膨れ上がっている」と述べた。別の者は同感だとし、「目をつぶると、2009年のバルセロナ会議や昨年の中頃の天津会議に戻った気がする」と付け加えた。

共有ビジョンの非公式グループでは、新しい進行役覚書が配られ、参加者はこれを検討し、コメントを述べた。この会議の部屋から出てきた参加者は、文書について相反する感触を示した。一部の者は、進行役によるさまざまな提出文書のとりまとめ努力を評価したが、他の者は深刻な疑念と懸念を表明した。あるベテラン交渉担当者は、「この文書はカンクン合意の彼方へ向かっている」と述べた。参加者は、進行役が新しい文書作成に向け更に努力し、より広く承認されることを希望した。

午後、多数の利害関係者は、COP 16議長の協議努力による、COP 17議長とのオープンエンドな非公式協議への参加で興奮していたようである。しかし、あるNGOの代表はそれほど楽観的ではなく、「これらの協議が今では日課になっていることを懸念している。今日は素晴らしい考えを聞いたが、それが前進することを望む」と。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherrille Jackson, Eugenia Recio, and Anna Schulz. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James Kimoó Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute ó GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, United States of America. The ENB Team at the UN Climate Change Conference October 2011 can be contacted by e-mail at <anna@iisd.org>. 代表団の友